

山梨大学看護学会規約

(設置)

第1条 山梨大学内に山梨大学看護学会(以下「本会」という)を置く。

(目的)

第2条 本会は看護学の発展、向上と会員相互の交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 学会雑誌の発行
- 2) 看護学に関する学術集会、研究会等の開催及び援助
- 3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員となることができる者は、次の各号の1つに該当するものとする。

- 1) 山梨大学に在職した者又は現にその職にある者
- 2) 山梨大学を卒業した者
- 3) 山梨大学大学院に在学中又は修了した者
- 4) その他、本会の目的に賛同し役員会で認められた者

(顧問)

第5条 本会に顧問を置くことができる。顧問は第3条の目的を達成するため会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(賛助会員)

第6条 法人であって、役員会の認めたものを賛助会員とすることができる。

(役員)

第7条 本会に会長1名、副会長1名、幹事若干名、監事2名を置く。

(組織)

第8条 本会に役員会を置く。役員会は、会の運営に関し必要な事項を審議する。

(会長)

第9条 会長は看護学科長、看護部長の中から役員会で推薦し、総会の承認を得る。会長は本会を代表

し、会務を掌握する。会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(副会長)

第10条 副会長は会員の内から会長がこれを指名する。副会長は会長を補佐し、会長が会務を行うことができないときは、その職務を代行する。

(幹事)

第11条 幹事は会長の命を受けて本会の業務(庶務、会計、学会誌編集など)を行う。幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会費)

第12条 会員、賛助会員は、所定の会費を本会に納入するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

(規約の変更)

第14条 本規約の変更は、役員会を経て、会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

(総会)

- 第15条 総会は、毎年1回会長の招集により開催する。
- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席または委任状をもって成立する。
 - 3 総会における議事は、出席会員の過半数をもって議決し、可否同数の時には議長の決するところによる。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は平成12年9月23日から施行する。
この規約は平成14年11月16日に改訂した。
この規約は平成16年11月27日に改訂した。